令和 4 年 3 月 2 4 日 指 導 部

令和4年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について

1 教科用図書選定審議会について

義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関して、義務教育諸学校の教科用図書の無償 措置に関する法律第11条に基づき、毎年度、「教科用図書選定審議会」を設置する。

2 諮問事項

- (1) 教科書の採択方針について
- (2) 教科書調査研究資料について
- (3) 令和5年度使用教科書採択(都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程) 及び都立特別支援学校(小学部・中学部)) について

3 諮問理由

東京都教育委員会は、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択及び区市町村 教育委員会等が行う教科書採択についての指導、助言又は援助を行うため、あらかじめ教科 用図書選定審議会の意見をきく必要がある。

4 諮問の根拠法令

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び第13条第2項
- (2) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和38年法律第182号)

(抜粋)

(都道府県の教育委員会の任務)

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択 の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施 するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育 諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければな らない。

(教科用図書選定審議会)

- 第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。
- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(教科用図書の採択)

- 第13条 都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用 図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、 種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに1種の教科用図書について行なうものとする。
- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに1種の教科用図書について行なうものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(昭和39年政令第14号)

(抜粋)

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第7条 教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

- 第8条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。
 - 一 市 (特別区を含む。以下同じ。) 町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。) の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
 - 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

- 第9条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。
 - 一 義務教育諸学校の校長及び教員
 - 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに 市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有す る職員
 - 三 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第10条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

第二十二号議案

令 和 兀 年 度 東 京 都 教 科 用 図 書 選 定 審 議 슾 \sim \mathcal{O} 諮 間 事 項 に 0 11 て

義 務 教 育 諸 学 校 \mathcal{O} 教 科 用 义 書 \mathcal{O} 無 償 措 置 に 関 す る 法 律 昭 和 三 + 八 年 法 律 第 百 八 +

号 第 $\overline{}$ 八 第 条 +0) 規 条 定 第 に 基 項 づ 及 き \mathcal{U} 第 別 +紙 三 \mathcal{O} 条 と 第 お り ` 項 並 東 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 京 に 都 同 教 法 科 施 用 行 义 令 書 選 昭 定 和 審 議 + 会 九 に 年 諮 政 問 令 す 第 る +事 兀 項 を

決定する。

令

和

兀

年

度

東

京

都

教

科

用

义

書

選

定

審

議

숲

設

置

後

諮

問

す

る

令和四年三月二十四日

東京都教育委員会

令和4年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について

- 1 諮問事項
- (1) 教科書の採択方針について
- (2) 教科書調査研究資料について
- (3) 令和5年度使用教科書採択(都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について

(提案理由)

令 和 兀 年 度 東 京 都 教 科 用 図 書 選 定 審 議 会 に 諮 問 す る 事 項 を 決 定 す る 必 要 が あ る。